

日本学術振興会 特別研究員-CPD(国際競争力強化研究員)遵守事項および諸手続の手引
令和7年度版における主な修正箇所の抜粋(対前年度)

項目	修正後	修正前
I-3.	特別研究員-CPD の身分 (2) 特別研究員-CPD と本会との間には雇用関係がありませんので、以下について各自で対応してください。 ③ 事故・災害への対処 国内外受入研究機関での研究活動や、フィールドワーク等で事故・災害が生じた場合は、各自の責任で処理していただきます。安全確保に十分配慮するとともに、万一の被災に備え、適切な保険※に加入してください。本会では、研究従事中の事故・災害等の責任を一切負いかねますのでご了承ください。 <u>また、地震等の自然災害が発生した際、本会から特別研究員-CPD にメールまたは電話等で安否確認を行うことがあります。本会から安否確認があった際には必ず対応してください。</u>	特別研究員-CPD の身分 (2) 特別研究員-CPD と本会との間には雇用関係がありませんので、以下について各自で対応してください。 ③ 事故・災害への対処 国内外受入研究機関での研究活動や、フィールドワーク等で事故・災害が生じた場合は、各自の責任で処理していただきます。安全確保に十分配慮するとともに、万一の被災に備え、適切な保険※に加入してください。本会では、研究従事中の事故・災害等の責任を一切負いかねますのでご了承ください。
Ⅲ-15	<u>受給が可能な資金、助成金及び研究費について</u> (1) <u>受給が可能な資金、助成金及び研究費</u> 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供 <u>(国内受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援は除く)</u> を受けることは認められません。 【受給が可能な<u>資金、助成金及び研究費</u>】※研究専念義務の範囲内で受給することが条件となります。 ① 国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金(国費を原資としないもの。<u>ただし、国内受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援については受給を妨げない。</u>) ② 自治体、国内外の民間企業等が実施する公募による助成金等(研究を目的とする資	<u>研究奨励金及び科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)以外の資金援助について</u> (1) <u>資金援助の可否</u> 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供を受けることは認められません。 【受給が可能な資金援助】※研究専念義務の範囲内で受給することが条件となります。 ① 国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金援助(国費を原資としないもの) ② 国内外の民間企業等が実施する公募による助成金等(研究を目的とする資金含む)

金含む。) ③ 国外受入研究機関による生活費に相当する資金 ④ 主要渡航中又は主要渡航期間外の海外渡航中における、国外受入研究機関等によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金（特別研究員-CPDの研究課題の遂行のために、国外受入研究機関等での受入を目的とする場合のみに限る。） ⑤ 国内外受入研究機関や連携先機関等が1)～4)に用途を限定した資金援助 1) 研究費の受給 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）すること。ただし、次の事項を全て満たす必要があります。 ・特別研究員-CPDの研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ・国内受入研究機関が研究費を管理すること ※ 主要渡航先で受給した研究費（諸外国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合、必ずしも国内外受入研究機関で研究費を管理する必要はありませんが、各国の助成金が定めるルールのもと研究費を適正に管理してください。また、日本国内で受給した研究費（日本国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合も、国内受入研究機関で管理してください。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用があった場合、特別研究員-CPDの資格を喪失させ、採用を終了することがあります。 2) 旅費の受給 国内外受入研究機関や依頼元機関の旅費関係規定に基づく実費相当分（交通費、宿泊費、日当、渡航費や滞在費等を含む。）の旅費を受給すること。 なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。 3) 受入環境整備に係る資金の受給 学会への登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等の用途が限定された実費相当分の資金を受給すること。<u>また、国内外受入研究機関等の規定に基づく通勤定期代相当、家賃補助相当を受給すること。</u>	③ 国外受入研究機関による生活費に相当する資金援助 ④ 主要渡航中又は主要渡航期間外の海外渡航中における、国外受入研究機関等によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金援助（特別研究員-CPDの研究課題の遂行のために、国外受入研究機関等での受入を目的とする場合のみに限る。） ⑤ 国内外受入研究機関や連携先機関等が1)～4)に用途を限定した資金援助 1) 研究費の受給 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の研究費を受給（助成を受けた研究者からの研究費の配分を含む。）すること。ただし、次の事項を全て満たす必要があります。 ・特別研究員-CPDの研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ・国内受入研究機関が研究費を管理すること ※ 主要渡航先で受給した研究費（諸外国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合、必ずしも国内外受入研究機関で研究費を管理する必要はありませんが、各国の助成金が定めるルールのもと研究費を適正に管理してください。また、日本国内で受給した研究費（日本国の助成金等）を主要渡航先で使用する場合も、国内受入研究機関で管理してください。研究活動における不正行為及び研究費の不正使用があった場合、特別研究員-CPDの資格を喪失させ、採用を終了することがあります。 2) 旅費の受給 国内外受入研究機関や依頼元機関の旅費関係規定に基づく実費相当分（交通費、宿泊費、日当、渡航費や滞在費等を含む。）の旅費を受給すること。 なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。 3) 受入環境整備に係る資金の受給 学会への登録料や参加費、論文翻訳料、校閲料等の用途が限定された実費相当分の資金を受給すること。<u>また、通勤定期代相当、国内外受入研究機関等の規定に基づく家賃補助を受給すること。</u>
---	--

	4) 海外渡航支援・促進等を目的とする助成金等の受給 国内外受入研究機関等の海外渡航支援・促進を目的とする助成金等を受給すること。 ただし、主要渡航期間外の海外渡航について、海外渡航期間が 28 日以上に及ぶ場合は、「Ⅲ-10. (2) 主要渡航及び日本国内での研究期間中における主要渡航期間外の海外渡航について」に記載のとおり、海外渡航の目的が研究遂行であること。 なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。	4) 海外渡航支援・促進等を目的とする助成金等の受給 国内外受入研究機関等の海外渡航支援・促進を目的とする助成金等を受給すること。 ただし、主要渡航期間外の海外渡航について、海外渡航期間が 28 日以上に及ぶ場合は、「Ⅲ-10. (2) 日本国内での研究期間中における主要渡航期間外の海外渡航について」に記載のとおり、海外渡航の目的が研究遂行であること。 なお、主要渡航開始時と終了時の航空運賃について、国内外受入研究機関、出張依頼先等から支給を受けた場合、本事業から主要渡航に伴う航空券は支給しません。
Ⅲ-16	報酬の受給について (1) 報酬受給の可否 特別研究員-CPD は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下の①～③の全てを満たす必要があります。 ① 特別研究員-CPD の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※ ③ 国内受入研究機関での研究期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当すると認めていること。また、主要渡航期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当していると認めていることに加え、国外受入研究者に①～②を報告していること。 ※②における常勤職に準ずる職とは 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、<u>本会では</u>、週当たりの労働時間が 20 時間以上となる場合（80 時間以上/月）は、常勤職に準ずる職と取り扱います。	報酬の受給について (1) 報酬受給の可否 特別研究員-CPD は、労働等によって報酬を受給することができます。ただし、この場合、以下の①～③の全てを満たす必要があります。 ① 特別研究員-CPD の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと ② 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと※ ③ 国内受入研究機関での研究期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当すると認めていること。また、主要渡航期間中に報酬を受給する場合は、国内受入研究者が①～②に該当していると認めていることに加え、国外受入研究者に①～②を報告していること。 ※②における常勤職に準ずる職とは 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、<u>例えば、雇用期間が 1 か月以上であり</u>、週当たりの労働時間が 20 時間以上となる場合（80 時間以上/月）は、常勤職に準ずる職となります。
Ⅲ-24	諸証明の発行について (2) カード型の身分証明書について <u>特別研究員-CPD に発行していた、「カード型の身分証明書」は、令和 6 年度をもって新規の発行を終了しました。本会特別研究員として研究に従事していることを証する証明が必要な場合には、(1) の「採用証明書」（和文・英文）を活用してください。</u>	諸証明の発行について (2) カード型の身分証明書について <u>特別研究員-CPD は、本会特別研究員として研究に従事していることを証する「カード型の身分証明書」を採用の翌月下旬以降に受入研究機関を経由して本人宛てに送付します。また、出産、育児、傷病による採用中断で採用期間を変更する等の場合は、希望に</u>

		<u>基づき「カード型の身分証明書」を発行します。なお、受入研究機関を変更した場合は、希望に基づき「カード型の身分証明書」を発行します。その際、変更前の「カード型の身分証明書」は本会まで返還してください。なお、受入研究機関の変更により雇用 CPD となる場合は、「カード型の身分証明書」の再交付は原則行いません。</u>
IV-2	国内受入研究機関の変更に伴う手続 <u>受入研究機関の変更に伴い、雇用支援事業との切替が発生する場合、本手引「Ⅲ-6 受入研究機関の変更について」の手続と異なり、以下の手続が必要になります。</u> <u>(1) 雇用制度導入機関ではない国内受入研究機関から雇用制度導入機関に変更する場合</u> <u>(国内受入研究機関の変更に伴い、フェローシップ型 CPD から雇用 CPD になる場合)</u> 変更を希望する場合は、あらかじめ本会に【学振マイページ】で事前連絡を行ってください。なお、国内受入研究機関の変更前に係る手続については、本手引に従って行ってください。変更後に係る手続については、「雇用手引」に従って行ってください。その際、様式が本手引のものと異なりますので、ご注意ください。 【本手引により提出が必要な様式】 ① 変更しようとする月の初めから 1 ヶ月前までに提出 ・「受入研究機関変更届（国内）＜様式 C2-1＞」を变更前受入研究機関にて作成し、変更後受入研究機関より【雇用 PD 等諸手続システム】から提出 ② 変更後 20 日以内に提出 ・「報酬受給報告書＜様式 C5-3＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出） ・「奨学金等受給報告書＜様式 C5-4＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出） ・「研究遂行経費の支出報告書＜様式 C5-5＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出） ・「研究費受給報告書＜様式 C5-6＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出）	国内受入研究機関の変更で新たに雇用 CPD となる場合の手続 <u>変更後の国内受入研究機関が雇用制度導入機関であり、当該国内受入研究機関に雇用される場合、本手引「Ⅲ-6 受入研究機関の変更について」の手続と異なり、以下の手続が必要になります。</u> 変更を希望する場合は、あらかじめ本会に【学振マイページ】で事前連絡を行ってください。なお、受入研究機関の変更前に係る手続については、本手引に従って行ってください。変更後に係る手続については、雇用手引に従って行ってください。その際、様式が本手引のものと異なりますので、ご注意ください。 【本手引により提出が必要な様式】 (1) 変更しようとする月の初めから 1 ヶ月前までに提出 ・「受入研究機関変更届（国内）＜様式 C2-1＞」を变更前受入研究機関にて作成し、変更後受入研究機関より提出 (2) 変更後 20 日以内に提出 ・「報酬受給報告書＜様式 C5-3＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出） ・「奨学金等受給報告書＜様式 C5-4＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出） ・「研究遂行経費の支出報告書＜様式 C5-5＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出） ・「研究費受給報告書＜様式 C5-6＞」（該当者のみ【学振マイページ】から本人より提出）

※4月1日付けで変更となった場合には、「研究報告書【特別研究員用】＜様式 C5-1＞」及び「研究報告書【受入研究者用】＜様式 C5-2＞」も【学振マイページ】より提出してください。 【雇用手引により提出が必要な様式】※提出期限：変更しようとする月の初めから1ヶ月前まで ・「受入承諾書（受入研究機関の変更・延長期間分）＜様式 E1-2＞」を变更后受入研究機関より【雇用 PD 等諸手続システム】から提出 <u>（2）雇用制度導入機関から雇用制度導入機関ではない受入研究機関に変更する場合（受入研究機関の変更に伴い、雇用 CPD からフェローシップ型 CPD になる場合）</u> <u>以下の様式をそれぞれ変更しようとする月の初めから1ヶ月前までに本会へ提出してください。なお、受入研究機関の変更前に係る手続については、「雇用手引」に従って行ってください。様式は本手引のものと異なりますので、ご注意ください。</u> <u>【雇用手引により提出が必要な様式】</u> ・「受入研究機関変更届＜様式 E1-1＞」を变更前受入研究機関より【雇用 PD 等諸手続システム】から提出 <u>【フェローシップ型手引により提出が必要な様式】</u> ・「受入承諾書（国内）＜様式 C2-3＞」を变更后受入研究機関より pdkoyou@jsps.go.jp へメールにて提出 <u>以下は、本人より yousei3@jsps.go.jp へメールにて提出</u> ・「住所及び緊急連絡先届＜様式 C1-1＞」 ・「振込金融機関口座届＜様式 C1-2＞」 ・「研究遂行経費取扱変更届＜様式 C1-4＞」	※4月1日付けで変更となった場合には、「研究報告書【特別研究員用】＜様式 5-1＞」及び「研究報告書【受入研究者用】＜様式 5-2＞」も【学振マイページ】より提出してください。 【雇用手引により提出が必要な様式】※提出期限：変更しようとする月の初めから1ヶ月前まで ・「受入承諾書（受入研究機関の変更・延長期間分）＜様式 E1-2＞」を变更后受入研究機関より提出 <u>（新 規）</u>
--	--

	・「給与所得者の扶養控除（異動）申告書」（本会指定のもの）	
V-2	<u>海外渡航への支援</u> 本会と海外の対応機関との連携により、特別研究員を対象とした海外渡航支援を行っています。希望する場合は、渡航可能期間や条件等を各自確認のうえ、所定の申請受付期間・申請方法により、申請してください。情報は、ウェブサイト上に随時掲載されますので、以下のページを確認するようにしてください。 ・特別研究員に対する海外渡航支援 https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_user-haken.html ※「ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業」 より多くの方に本事業を活用いただけるよう、令和7（2025）年度の募集分より申込受付期間の変更等を検討しています。最新情報は上記ページをご確認ください。	<u>（新 規）</u>
V-7	<u>日本学術振興会特別研究員事業のシンボルマーク</u> 日本学術振興会特別研究員事業にはシンボルマークがあります。本シンボルマークの中央部の「star」は、全国選抜を突破したトップレベルの日本学術振興会特別研究員を表現しています。また、基本カラーに加えて、グレースケール、反転グレースケール、モノクロ、反転モノクロを展開し、それぞれ日本学術振興会特別研究員-DC、PD、RPD、CPDを示すパターンを用意しています。ウェブサイト、発表資料、ポスター・パンフレット、名刺などにおいて積極的にご活用ください。詳細は以下の本会ウェブサイトを確認してください。 ・日本学術振興会特別研究員事業シンボルマーク https://www.jsps.go.jp/j-pd/logo.html	<u>（新 規）</u>
VI よくある質問	問5-1 特別研究員-CPDに採用中の間は、一切の資金の提供を他から受けることができないのか。 回答 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供（<u>受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援は除く</u>）を受けることは認められません。	問5-1 特別研究員-CPDに採用中の間は、一切の資金の提供を他から受けることができないのか。 回答 国立研究開発法人、国立大学法人等が実施する国費を原資とする生活費支援を目的とした資金提供を受けることは認められません。

ただし、研究専念義務の範囲内であれば、以下の資金援助を受けることができます。 また、本会が実施する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」におけるキャリア継続支援金についても受給することが可能です。 ①国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金（国費を原資としないもの。<u>ただし、受入研究機関等が実施する、特別研究員採用者であることを前提とした経済的支援については受給を妨げない。</u>） ②自治体、民間企業等が実施する公募による助成金等（研究を目的とする資金含む） ③国外受入研究機関による生活費に相当する資金 ④主要渡航中又は主要渡航期間外の海外渡航中における、国外受入研究機関等によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金（特別研究員-CPDの研究課題の遂行のために、国外受入研究機関等での受入を目的とする場合のみに限る。） ⑤国内外受入研究機関や連携先機関等が 1) ～4) に使途を限定した資金 1) 研究費の受給、2) 旅費の受給、3) 受入れ環境整備に係る資金の受給、4) 海外渡航支援・促進を目的とする助成金等の受給（「Ⅲ-15. 受給が可能な資金、助成金及び研究費について」参照）	ただし、研究専念義務の範囲内であれば、以下の資金援助を受けることができます。 また、本会が実施する「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」におけるキャリア継続支援金についても受給することが可能です。 ①国内受入研究機関の寄付金、同窓会組織による生活費に相当する資金援助（国費を原資としないもの） ②自治体、民間企業等が実施する公募による助成金等（研究を目的とする資金含む） ③国外受入研究機関による生活費に相当する資金援助 ④主要渡航中又は主要渡航期間外の海外渡航中における、国外受入研究機関等によるビザ発給又は受入基準の最低額等を満たすための資金援助（特別研究員-CPDの研究課題の遂行のために、国外受入研究機関等での受入を目的とする場合のみに限る。） ⑤国内外受入研究機関や連携先機関等が 1) ～4) に使途を限定した資金援助 1) 研究費の受給、2) 旅費の受給、3) 受入れ環境整備に係る資金の受給、4) 海外渡航支援・促進を目的とする助成金等の受給
<u>（削 除）</u>	<u>問 6-1 研究専念義務に係り、報酬の受給が認められる要件のうち、「常勤職及びそれに準ずる職ではないこと」が指す職とは具体的にどのようなものか。</u> <u>回答 国内外を問わず、雇用保険や社会保険等への加入条件に該当するような勤務形態を参考とし、例えば、雇用期間が1ヶ月以上であり、週当たりの労働時間が20時間以上になる場合（80時間以上/月）は、常勤職に準ずる職となります。判断に迷う場合には、本会まで電子メールにてお問い合わせください。</u> <u>また、一つ一つの職が常勤職及びそれに準ずる職ではなくても、いくつかの職を掛け持ちすることで実質的に特別研究員の研究課題の遂行に支障が出ているのではないかと</u> <u>いう疑念を持たれないよう、注意してください。（Ⅲ-16. 報酬の受給について 参照）</u>
<u>問 6-1 労働等により報酬を受給するにあたり、いくつかの職を掛け持ちすることは可能か。</u> <u>回答 「Ⅲ-16. 報酬の受給について」にある要件を満たしていれば、問題ありません。</u>	<u>（新 規）</u>

	<u>ただし、一つ一つの職が常勤職及びそれに準ずる職ではなくても、いくつかの職を掛け持ちすることで常勤職に準ずる職に相当するような労働とならないように注意してください。(Ⅲ-16. 報酬の受給について 参照)</u>	
--	--	--